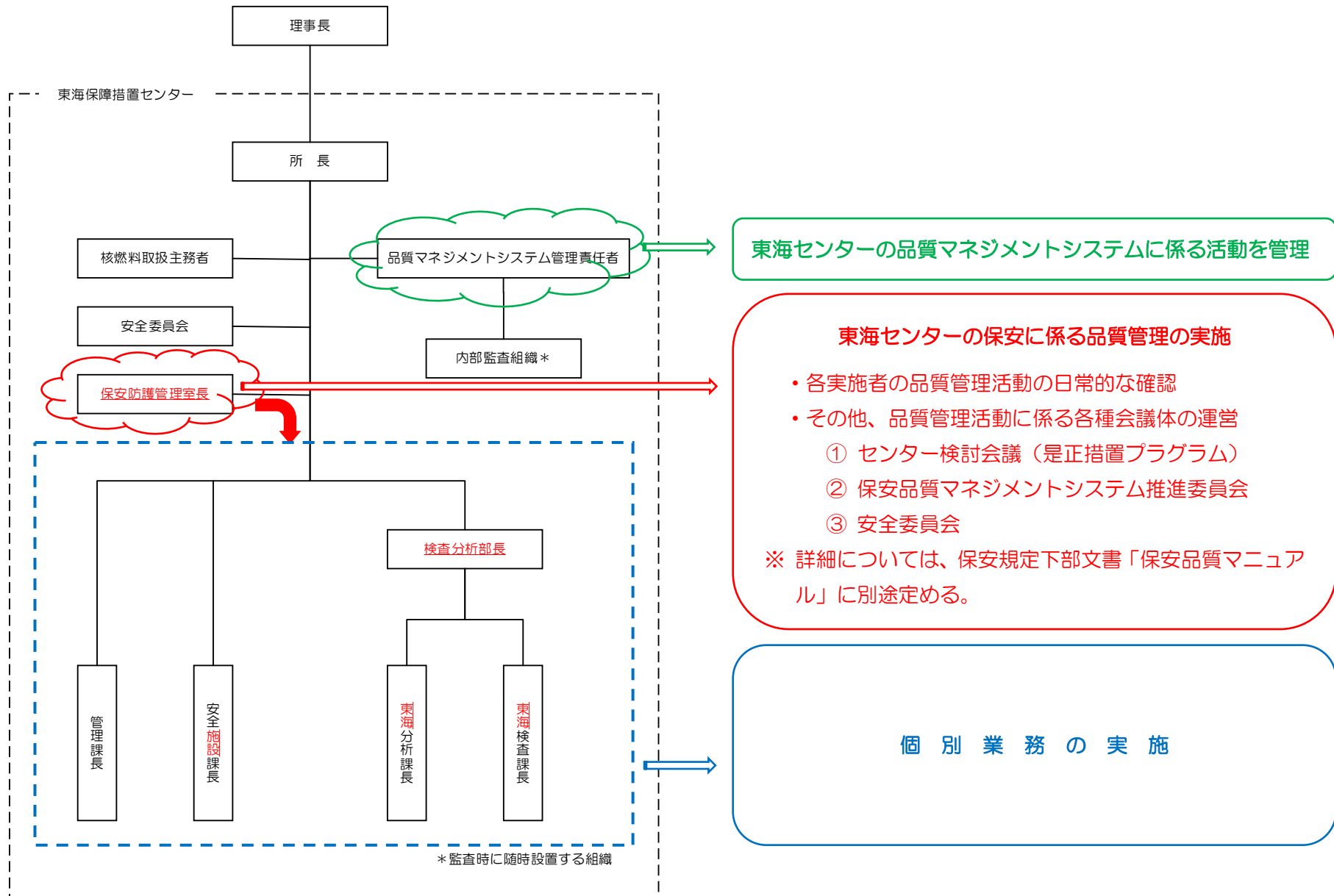


組織改正に伴い新設する保安防護管理室長の職務、役割等について



組織改正に伴い移管する職務、役割等について

保安規定の見出し及び条項	実施事項等	実施者（主体者）		備 考
		現 行	改正後	
(適用範囲) 第 2 条第 2 項 別表第 1 (施設の巡視・点検) 第 41 条の 6 第 1 項 別表第 16 別表第 17	使用施設等の区分 (本体施設、保安設 備、放射線管理設備) 毎の管理	1) 保障措置分析棟 ・本体設備(①貯蔵施設): 分析課長 ・放射線管理設備: 安全 管理課長 2) 開発試験棟 ・放射線管理設備: 安全 管理課長 3) 新分析棟 ・本体施設(①HC,GB 等 の使用施設、②貯蔵施 設): 分析課長	1) 保障措置分析棟 ・本体設備(①貯蔵施設): 東海分析課長 本体設備(②固体廃棄 施設): 安全施設課長 ・放射線管理設備: 安全 施設課長 2) 開発試験棟 ・本体施設(固体廃棄施 設): 安全施設課長 ・放射線管理設備: 安全 施設課長 3) 新分析棟 ・本体施設(①HC,GB 等 の使用施設、②貯蔵施 設): 東海分析課長及び 安全施設課長 本体施設(固体廃棄施 設): 安全施設課長	※ 下部文書で分析課の所掌と していた固体廃棄設備の管 理を移管するとともに当該 文書にも明記 ※ 同上 ※ 左記①のうち、第 41 条の 6(施設の巡視・点検)、第 43 条(修理及び改造)その他当 該施設の使用に係るバッグ 交換、グローブ交換、フィル タ交換等は東海分析課長が 継続して行うこととし、第 42 条(施設定期自主検査)、 第 43 条の 2(使用前検査) を安全施設課に移管する。 ※ 下部文書で分析課の所掌と していた固体廃棄設備の管 理を移管するとともに当該 文書にも明記

保安規定の見出し及び条項	実施事項等	実施者（主体者）		備考
		現 行	改正後	
		<ul style="list-style-type: none"> 保安設備：安全管理課長 放射線管理設備：安全管理課長 	<ul style="list-style-type: none"> 保安設備：安全施設課長 放射線管理設備：安全施設課長 	
(保安教育) 第 12 条第 5 項 別表第 3 (2)	保安訓練「避難、消火訓練」の実施	管理課長	安全施設課長	
(その他の放射線業務従事者への教育訓練) 第 13 条	年間請負契約等による職員等以外の者への教育訓練の実施	所長、安全管理課長、 管理課長	所長、安全施設課長	※ 上記第 12 条第 5 項の整理に伴い、管理課長を削除。
(一時立入者への教示) 第 14 条	一時立ち入り者への遵守事項の教示	分析課長	安全施設課長	
(管理区域) 第 25 条第 3 項	管理区域の区画、標識の設置	分析課長	安全施設課長	
(一時管理区域) 第 26 条第 1 項	一時管理区域の設定	分析課長	所長 (各課長からの求めにより)	
	上記区域設定時の同意確認	東海検査部長、核燃料取扱主任者、安全管理課長	安全施設課長、核燃料取扱主任者	
第 26 条第 2 項	上記区域の区画、標識の設置	分析課長	各課長	
第 26 条第 3 項	一時管理区域の設定解除	分析課長	所長	
	上記区域設定解除時の同意確認	東海検査部長、核燃料取扱主任者、安全管理課長	安全施設課長、核燃料取扱主任者	
(立入制限区域に係る措置) 第 28 条第 1 項	立入制限区域の設定	分析課長	所長 (各課長からの求めにより)	
	上記区域設定時の同意確認	東海検査部長、核燃料取扱主任者、安全管理課長	安全施設課長、核燃料取扱主任者	

保安規定の見出し及び条項	実施事項等	実施者（主体者）		備 考
		現 行	改正後	
第28条第2項	上記区域の区画、標識の設置	<u>分析課長</u>	<u>各課長</u>	
第28条第3項	上記区域へ立入る者への放射線防護上の措置	<u>分析課長</u>	<u>安全施設課長</u>	
第28条第4項	上記区域の設定解除	<u>分析課長</u>	<u>各課長</u>	
	上記区域の設定解除時の同意確認	東海検査部長、核燃料取扱主任者、安全管理課長	安全施設課長、核燃料取扱主任者	
(飲食及び喫煙の禁止) 第29条	管理区域内での飲食及び喫煙禁止の周知・徹底	<u>分析課長</u>	<u>安全施設課長</u>	
(管理区域の出入り管理) 第32条第1項	放射線業務従事者及び一時立入者以外の立入禁止措置	<u>分析課長</u>	<u>安全施設課長</u>	
第32条第2項	一時立入者へ立会者の同伴・指示	<u>分析課長</u>	<u>安全施設課長</u>	
第32条第3項	管理区域内の遵守事項の周知・徹底	<u>分析課長</u>	<u>安全施設課長</u>	
(放射性廃棄物でない廃棄物の管理) 第33条の2	放射性廃棄物でない廃棄物の管理に係る各種確認	〃	<u>安全施設課長</u>	※ 新設
(施設定期自主検査) 第42条第1項～第3項	各課で所掌する施設・設備の施設定期自主検査	<u>分析課長、安全管理課長</u>	<u>安全施設課長</u>	

保安規定の見出し及び条項	実施事項等	実施者（主体者）		備 考
		現 行	改正後	
（周辺監視区域内に係る運搬） 第 46 条第 1 項・第 2 項	周辺監視区域内における核燃料物質等の運搬	分析課長	東海分析課長又は安全施設課長	※ 核燃料物質：東海分析課長 ※ 放射性廃棄物：安全施設課長
（周辺監視区域外に係る運搬） 第 47 条	周辺監視区域内における核燃料物質等の運搬	分析課長	東海分析課長又は安全施設課長	※ 同上
（運搬中における異常時の措置） 第 48 条第 1 項～第 3 項	運搬中の異常時発生時等の措置	分析課長	当該運搬物を管理する課長	※ 上記変更に伴う見直し
（放射性廃棄物の処理依頼） 第 53 条第 1 項	放射性固体廃棄物の引渡し手続き	分析課長	安全施設課長	※ 放射性廃棄物は一元的に安全施設課長が行うことに変更
（緊急作業における作業者の選任要件及び被ばく管理等） 第 60 条の 2 第 2 項・第 6 項	緊急作業を行う際の計画（緊急作業計画）の作成及び結果の報告	東海検査部長	安全施設課長	

※ 上記以外は、職位名称のみの変更のため、省略。